

平成25年度 岩手県学校給食モニタリング事業 検査結果(第8回)

◆検査機関 一般社団法人岩手県薬剤師会 検査センター

◆測定機器 ゲルマニウム半導体検出器

◆検査方法 ゲルマニウム半導体検出器を用いたガンマ線スペクトロメリーによる核種分析法により、児童・生徒へ提供した学校給食1人分を1週間(月～金の5食分)ごとにまとめて検査
※祝日等で5日分の給食が確保できない場合は、5日未満の日数で検査を実施

モニタリング施設名	検査対象期間 (給食提供日)	検査日	検査結果(単位:ベクレル/kg)		
			ヨウ素131	セシウム134	セシウム137
紫波町学校給食センター	平成25年9月30日～ 平成25年10月4日	平成25年10月7日	不検出 (<0.72)	不検出 (<0.51)	不検出 (<0.80)
大船渡市立越喜来 学校給食共同調理場	平成25年9月30日～ 平成25年10月4日	平成25年10月7日	不検出 (<0.61)	不検出 (<0.89)	不検出 (<0.74)
大槌町学校給食センター	平成25年9月30日～ 平成25年10月4日	平成25年10月7日	不検出 (<0.76)	不検出 (<0.75)	不検出 (<0.73)
普代村 学校給食共同調理場	平成25年9月30日～ 平成25年10月4日	平成25年10月7日	不検出 (<0.66)	不検出 (<0.69)	不検出 (<0.59)
岩手県立 前沢明峰支援学校	平成25年9月30日～ 平成25年10月4日	平成25年10月7日	不検出 (<0.67)	不検出 (<0.67)	不検出 (<0.76)

○「不検出」とは

「不検出」とは、検査の結果「検出限界値(<〇〇)未満」であったことを表しています。「(<数値)」は、放射性物質の量を示すものではなく、検出限界値(検出できる最小値)を意味します。

○「検出限界値」とは

検出限界値とは、検査において検出できる最小値のことをいいます。例えば、「(<1)」とあるのは、検出できる最小値が1Bq/kgであることを意味します。
また、「(<1)」の1という値は、機器の精度等を示すものであり、「(<1)」と標記されたものが(<0.5)と標記されたものより放射性物質が多いということではありません。
さらに、同じ機器で検査しても、検査原理上検体ごとに検出限界値は異なります。